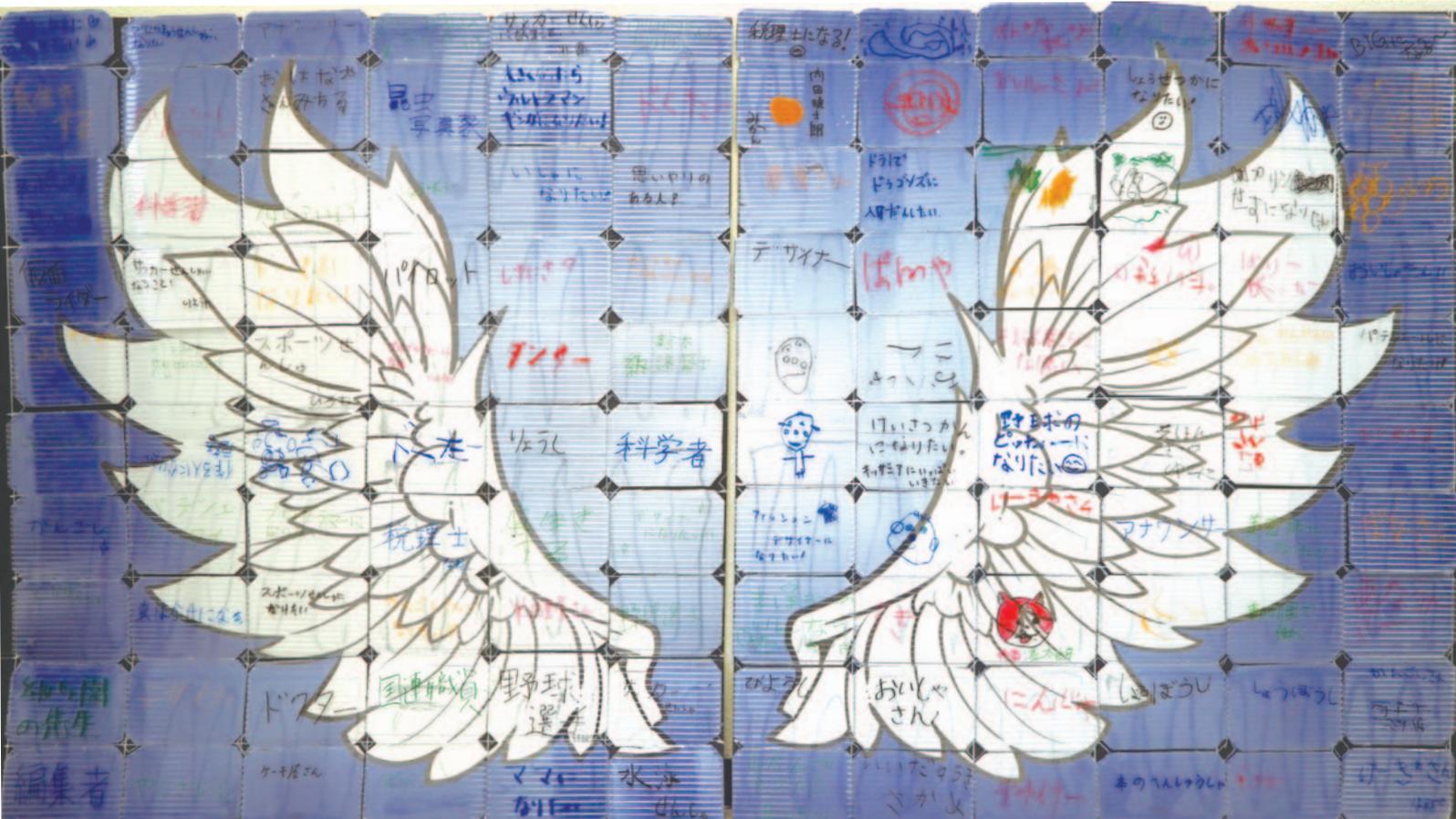


翼 翼

Vol.12

T S U B A S A

税のお話



平成 28 年 10 月 16 日(日)なごやかまつり・ひがしにて、こどもたちに書いてもらった「将来の夢」「好きな言葉」を集めた翼ボード
ホームページに掲載、拡大して見られます。

名古屋税理士会 名古屋東支部

〒461-0025 名古屋市中区徳川一丁目15-30 名古屋リザンビル内三菱東京UFJ銀行東支店3階

TEL (052) 935-5439 FAX (052) 935-6329

<http://www.tax-higashi.jp/>

税理士会名古屋東支部 支部長挨拶

東区民の皆様、こんにちは。

平成27年5月より名古屋税理士会名古屋東支部支部長を拝命しております、末松昌樹と申します。広報紙「翼」は、区民の皆様に関税に関する情報を提供し、また私たちの税理士としての活動を紹介する目的で、毎年一度発行させていただいております。

名古屋税理士会名古屋東支部は、名古屋市東区において270名ほどの税理士会員と25社の税理士法人会員で構成され、税理士業務はもとより地域の各団体と連携を取りながら、東区の税務行政を支える立場として活動しております。具体的な活動内容といたしましては、名古屋東税務連絡協議会の一員として税に関する行事の運営を担い、また授業の一環として東区内の小中学校および高等学校等を対象に「租税教室」を開催し、児童生徒の租税知識の普及を目的とした地域の租税教育に取り組んでおります。毎年10月に開催されます「なごやかまつり・ひがし」ではブースを設置し、税金クイズやゲームコーナーを設け、地域

の皆様と、とても楽しく交流をさせていただいております。

平成27年1月1日から相続税法が大きく改正されたのを受け、平成27年12月1日より「相続税務相談室」

を開設しましたところ、多数の相談がありました。今年も相続税務相談室を続けて参りますので、東区民の皆様への相続税や贈与税の相談に是非ご利用下さい。

私たち税理士は、税の専門家として地域の皆様へのあらゆる税に関するご相談にお応えし、地域の皆様に貢献して参ります。区民の皆様との交流により私たち税理士を暮らしのパートナーとしていただければ幸いです。



名古屋税理士会名古屋東支部
支部長 末松 昌樹



2月23日は 税理士記念日です。

2月23日は「税理士記念日」ですが、これは税理士法の前身である税務代理士法が昭和17年2月23日に制定されたことに由来します。

日本税理士会連合会では、昭和41年に一部の税理士会が実施した「税理士総奉仕の日」を、昭和42年の税理士制度施行25周年を機に全国的な行事として、11月1日を「税理士総奉仕の日」と定め、全国各地で無料による税務相談を実施しました。

「税理士記念日」は、税理士の社会的活動であるこの「税理士総奉仕の日」を基盤に、記念日的性格を付与して昭和44年に税務代理士法制定日に移して制定されたものです。この記念日の意義は、税理士の社会的使命と税理士の職能の重要性の自覚を再確認するとともに、国民・納税者に対して、申告納税制度の普及と税理士制度の社会的意義を周知することにあります。



名古屋税理士会 名古屋東支部 事務局

名古屋市東区徳川1丁目15番30号
三菱東京UFJ銀行東支店3階

※市バス東区平田町下車が便利です。

☎ 052-935-5439

月～金 10:00～16:00

名古屋東税務相談所のご案内

帳簿のつけ方がわからない! 所得税・消費税の確定申告はどうしたらいいの?

名古屋東税務相談所は、個人事業主の皆様の帳簿のつけ方から年末調整、所得税・消費税の申告に至るまで、一貫した指導を行なうための会員制の記帳・税務指導機関です。

税理士が帳簿のつけ方を指導するだけでなく、税金や経営に関するご相談に懇切丁寧に対応し、アドバイスします。ぜひお気軽にご利用下さい。

指導対象者

- (1) 税理士または税理士法人関与のない方
- (2) 事業所得者、不動産所得者及び雑所得者(年金受給者を除く)
- (3) 前年分所得金額(専従者控除又は青色特典控除前)300万円以下の方
- (4) 上記の方が消費税の課税事業者の場合、基準期間の課税売上高3,000万円以下の方

(注) 上記の方でも譲渡所得(少額の総合譲渡所得を除く)がある方は、譲渡所得に関する相談については対象外です。

指導内容と料金

- (1) 帳簿の作成指導、決算書及び申告書の作成指導
年額 30,000円(消費税等込み)
- (2) 消費税等の相談及び申告書の作成指導
年額 15,000円(消費税等込み)
- (3) その他(記帳代行、決算・申告書等の作成他)
別途料金

相続税務相談室のご案内

うちの相続は税金がかかるのかな? 相続税について教えて!

相続税務相談室では、相続税や贈与税の計算の仕組み、課税対象となる財産評価の仕方など一般的なご質問に無料で相談をお引受けします。

ただし、

- (1) 現在、税理士が関与されていない方を対象とし、
- (2) 個別具体的な相談や業務のご依頼については、「有料」で相談員と個別に業務の契約をして頂きます。

個別具体的な相談や業務とは、たとえば、相続税の対象となる財産評価や税金の計算、申告書の作成、税金を計算する上での特例適用の有利不利の判定、生前の相続税対策などです。

なお、相続人間での相続財産の分割トラブルのご相談には応じられませんので、ご了承下さい。

以上をご理解頂いた上で、相続税のご相談や業務のご依頼を希望される方は、どうぞ名古屋税理士会 名古屋東支部までご連絡下さい。

税金のこと、知ってもらいに私たちが行きます!

租税教室

小学校

中学校

高等学校

専門学校

小学校

明倫小学校	平成28年6月15日
筒井小学校	平成28年12月8日
矢田小学校	平成29年1月18日
葵小学校	平成29年1月18日
旭丘小学校	平成29年1月20日
東桜小学校	平成29年1月24日
砂田橋小学校	平成29年1月26日
山吹小学校	平成29年1月26日
富士見台小学校	平成29年2月22日
愛教大附属小学校	平成29年2月23日

中学校

桜丘中学校	平成28年6月30日
富士中学校	平成28年7月4日
名古屋中学校	平成28年12月13日,15日

高等学校

名古屋高校	平成28年 8月22日 23日,24日,25日,26日
第一学院高校	平成28年12月19日
愛知商業高校	平成29年2月9日

専門学校

ミス・パリエステティック専門学校	平成28年12月5日
------------------	------------



① 国税 - 国に納める税金 -



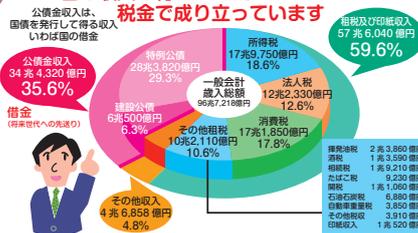
印紙税、登録免許税、揮発油税、たばこ税、自動車重量

① 国の歳入

平成28年度

1年間に得た国の収入=「歳入」

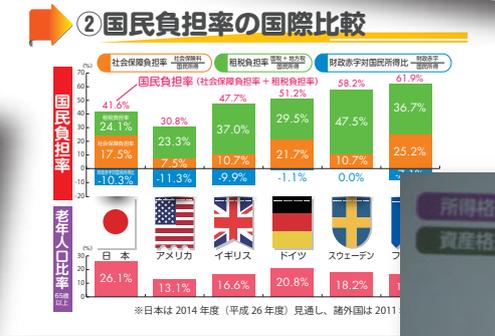
国の収入の約59.6%が税金で成り立っています

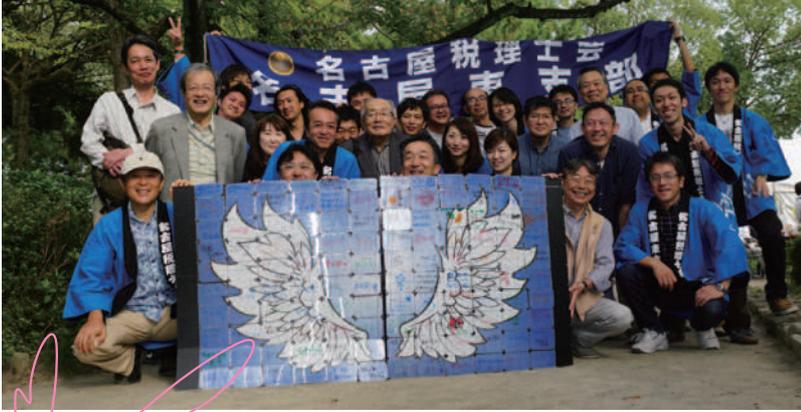


日本税理士会連合会では、税理士法に基づき、「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動(租税教育等)に関し必要な施策を行うこと」を事業の一つとして会則に定め、租税教育事業に取り組んでいます。名古屋税理士会では社会貢献活動の一環として、また税理士を皆様にご紹介いただく機会の一つとして「租税教室」を開催しています。名古屋東支部では東区等の小学校、中学校、高等学校等へ税理士を派遣し税金に関する授業を行っています。内容は、税金の仕組み、税金の種類、税金の必要性および日本の財政にまで及びます。難しそうな内容ですが、小学校から専門学校までそれぞれに分かりやすく説明しています。「租税教室」を機に税金と税理士を身近に感じていただきたいと思います。



Taxation Seminar





ひがし区民まつり

平成28年10月16日(日)
建中寺公園

記:金田 光加 会員

名古屋税理士会名古屋東支部では、平成18年より、「地域広報を行い、租税知識の普及に努める」という支部運営方針に基づき、東区の区民まつり(なごやかまつり・ひがし)に参加しています。

昨年10月16日(日)最高気温26.2度を記録した秋晴れの青空の下で、建中寺公園にて開催された区民まつりは、たくさんの人たちで賑わい大盛況でした。

私も税理士は、区民の皆様様に税理士という存在をもっと身近に感じて頂きたい、また税金について少しでも深く理解して頂きたいという想いから、「税理士とふれあおう!」をテーマに出店ブースにおいて「税金クイズ」や「ジャンケン」などを交えた「すごろくゲーム」を行いました。

税金クイズでは「う〜ん」と眉間にしわを寄せながら考える方、「知ってる!」と嬉しそうな顔でお答え頂く方、賞品を貰ってはしゃぐお子さまなど、たくさんの方に楽しみながら体験して頂くことができたと思います。

また今年も昨年と同様に列に並んで頂いている間、お子さま達に将来の夢を書いて頂き、その一つ一つの夢を紡いで翼ボードを完成させました。

今秋もこの区民まつりに出展を予定しています。我々は、昨年以上に区民の皆様が税理士という存在をもっと身近に感じて頂き、税金について少しでも深く理解して頂けますよう努めて参ります。

無料税務相談会

平成28年11月24日(木)・25日(金)
カルポート東・市民ギャラリー矢田

記:糟谷 和彦 会員

「税を考える週間」の関連行事として、11月24日・25日に無料税務相談会を開催しました。

今年3年目となるカルポート東・市民ギャラリー矢田で、午前10時から午後4時まで延べ4名の税理士により行われました。

訪れた相談者の相談内容は、多岐にわたるものでしたが、昨年の相続税法の改正の影響もあり、相続税や贈与税の相談が多かったように思います。

その他に小さなお子さんを連れた主婦の方が確定申告について相談にいらっしたり、ふらりと寄られた方との雑談の中で税金について意外と知られていない事があって、もっと税理士を身近に感じて欲しいと思いました。

会場では、小学生・中学生・高校生による税に関する習字・ポスター・作文・標語の優秀作品が展示され、税の大切さや納税意識について自分自身も学ぶものがありました。

今回、前回より相談者の数が増加しており、広報の成果もあります。同じ場所で続けることも大切では



ないかと実感しました。

税務相談は税理士しかできないことであり、相談者の方に直接接することができる機会です。これからも、いろいろな機会を通じて多くの方に税について知って頂き、もっと関心を持って頂けるように税理士としてできることをやっていきたいと思っています。

日々感謝

税理士を目指そう

渡辺 舞弓 会員

Mayu Watanabe



私が税理士を志すきっかけを与えてくれたのは父です。会社を経営している父は、常々私に、「これからの女の子は、手に職をもっていないといけない。」とっていました。

手に職といっても色々あるなかで、父が一番強く私に勧めてくれたのが、税理士という職業でした。

自分も志したことがある職業ということもあり、私に自分の夢を託したのかもしれませんが。登録した時は、大変喜んでくれました。

税理士登録までの道のは大変長く楽ではありませんでした。登録するまでに、結婚・出産を経験し、今では2児の母親となりました。子供に私が働いていることで寂しい思いをさせているかもしれませんが、母として子供に恥ずかしくないように毎日仕事に子育てに全力で奮闘していきたいです。

最後に、税理士登録までに、家族・職場の先生・同僚多くの方々に支えられて今日の自分があることを忘れず、日々感謝し、税理士という職業に誇りを持ってこれからも仕事に邁進していきたいです。

税理士を目指そう

プロとして

伊藤 泰規 会員

Yasunori Ito



私が税理士に興味を持ったのは、家族に税理士がいたことと、小さい頃から何らか

のプロフェッショナルになりたいという漠然とした憧れをもっていたことが根本にあると思います。

税理士の仕事は、会社や個人の機密情報を知り、お金の流れに直接関わるもので非常に重い責任を負っています。税理士は、他の士業と比べ定期的に経営者等にお会いする機会が多いためなのか、相談内容は多岐に渡り、税務・会計の相談から人生相談に近い内容にまで及ぶこともあります。

そして、一般の方が税理士等のプロフェッショナルに寄せる期待はかなり高いものだと感じています。私自身、会計事務所で働かせてもらう前に、一般企業の経理部、財務部で資格合格者として働かせていただきました。社内では、若輩者であるにもかかわらず、年配の

方も含め色々な方から様々な質問をしていただきました。まだ未熟でうまく即答することができない場面もあり、悔しい思いもしました。しかし、税理士のようなプロフェッショナルになった場合、そのような期待に応えていきたいという思いや、悔しいと思える機会が増えることにより、自分を成長させてくれる可能性が広がります。そのようなことが、税理士の魅力の一つとも言えるのではないかと思います。

責任が重く難しい仕事をどう捉えるかは個人の価値観によるとと思いますが、私は責任が重く難しい仕事というのは、信頼され頼りにされていることの裏返しでありますし、知的好奇心をくすぐられる面白い仕事であると感じています。

税理士は、一生をかけて成長していける、非常にやりがいのある仕事です。「少し前の自分より成長しているな!」と日々実感できるように、こつこつと頑張っていきたいと思います。

税理士事務所の昼休み ～消費税の軽減税率～



消費税率の引き上げが2年半延期されましたね。

世界的な需要の低迷の長期化、特に新興国経済の回復に時間がかかるが見込まれるから、昨年先送りしたんだよね。



そういえば、その時盛んに議論されていた飲食料品の軽減税率は、どうするんだろう？

このままいくと、2019年10月の税率引き上げ時に導入されるらしいよ。



国の財政は厳しいのにね。うちの小学生の娘だってそれくらいわかってるわよ。税理士さんが租税教室で言ってたって。



2% 飲食料品の税率を低くするとどれだけ税収が減るんだろう？

1兆円も減っちゃうれしいね。そうするとその分は、社会保障費を抑制したりして埋め合わせしなきゃいけないんだよ。



それと飲食料品の判断も、外食はダメで持ち帰りはOKとか、線引きも難しいんですよね。

日本では高級食材も米・野菜も同じ軽減税率の対象だけど、フランスでは税率が違うんだよ。

トリュフとフォアグラは5.5%の軽減税率で、キャビアには20%の標準税率が課せられるんだよ。



トリュフとフォアグラはフランス産が多いけどキャビアはロシア産が有名だから、国内産業の保護のために軽減されてるらしいですね。



どれも食べたこともないし、ピンと来ませんね。



イギリスではハンバーガーなどの温かいテイクアウト商品は20%の標準税率が適用されるのに対し、



スーパーの惣菜については0%の軽減税率が適用されるらしいよ。

あとカナダのドーナツはお買い上げが5個以下の場合にはその場で食べるとみなして5%の国税が課税されるけど、6個以上のお買い上げは食料品のお持ち帰りとはみなして0%の軽減税率になるんだ。



たいてい？



主婦の立場からは買い方で税率が変わるのでは困っちゃうわ。



何だかややこしいけど、スーパーや飲食店の帳簿処理も大変になりますね。

税理士の仕事ってご存知ですか？

■ 税務代理

確定申告、青色申告の承認申請、税務署の更正・決定などに不服がある場合の申立て、その他について代理し、税務調査に立会います。

■ 税務書類の作成

確定申告書、青色申告の承認申請書、その他税務署などに提出する書類を納税者に代わって作成します。

税理士は「納税者に代わって税務の仕事をする税の専門家」です

■ e-Taxの代理送信

e-Taxを利用して申告する場合、税理士が納税者の依頼で代理送信することができます。この場合には、納税者本人の電子証明書は不要となります。

■ 税務相談

税金のことで困ったとき、わからないとき、知りたいとき、相談に応じます。

日本の軽減税率の問題点

- ①消費税の問題点として、いわゆる逆進性が指摘されることがありますが、軽減税率による税の軽減効果は、低所得者より高所得者に大きく、高所得者の方が軽減税率の恩恵をより多く享受することになり、低所得者に対する負担軽減策としては極めて不十分です。
- ②軽減税率による税収減少額を補てんするためには、消費税率の更なる引き上げ、社会保障給付の抑制が必要となります。
- ③既に軽減税率を導入している諸外国を見ても、対象となる品目が合理的に決定されているとは認めがたく、明確な基準を設定することは困難です。また、その選定に当たっては、業界団体の圧力や政治的介入を招き、恣意性が排除できません。
- ④軽減税率に対応するには、基本的にはインボイス制度の導入が必要ですが、現在の帳簿方式からの大幅な変更となり、実務の混乱を招き、中小・零細企業にも多大な事務負担を強いることとなります。
- ⑤軽減税率導入は、経済活動に対する競争中立性を阻害することとなります。

いやいやそれだけじゃないよ。サービス業や製造業の会社だって、スーパーやコンビニ、ホームセンターで経費の支払いをすることがあるんだけど、それを軽減税率分と標準税率分に分ける必要が出てくるんだよ。

今でさえ複雑で分かりにくい消費税の申告書も、もっと複雑になるんですね。

そうだね。税金っていうのは基本的にもっと簡素で公平であるべきだよ。

そういえば、先生の好きなビールは軽減税率の対象外ですよ。



忘れてた。正確には『酒類及び外食を除く飲食品』が対象だったね。それと最後に一定の新聞も追加されたんだよ。

えっ。何で新聞も対象になったんでしょうね？

それは国が新聞を生活必需品と認めたからだよ。僕にとっては、ビールこそ生活に不可欠なものだけどね。日本酒は国策で軽減対象にしたっていいんじゃないかな？

先生、そんな事、租税教室で話しちゃダメですよ。

- : 主税町の税理士M。お酒が大好き。
- : 事務所従業員I。資格取得を目指し勉強中。
- : パート主婦K。タカラヅカの大ファン。

(参考: 税のしるべ第3218号「自分でチェックしておきたい消費税の実務」熊王 征秀 著)

■会計業務

税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行、その他財務に関する業務を行います。

■会計参与

税理士は、会計参与として、取締役と共同して計算関係書類を作成し、中小企業の計算書類の記載の正確さに対する信頼を高めます。

■補佐人

税理士は、税務訴訟において納税者の正当な権利、利益の救済を援助するため、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭し、陳述します。

■社会貢献

税を考える週間や所得税確定申告の時期に、無料で税務相談を行っています。また、地方公共団体の外部監査制度や裁判所の民事・家事の調停制度、成年後見制度などに積極的に参画し、さらに、租税教育への取り組みなど、税理士の知識を活かして地域社会に貢献しています。